

施行 令和4年6月1日

改正 令和7年9月1日

一般社団法人日本地球化学会
Geochemical Journal 学生論文賞細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の学会賞授賞規程の Geochemical Journal 学生論文賞（以下、学生論文賞）に関する事項を定めることを目的とする。

(授賞対象論文)

第2条 受賞年の前年に Geochemical Journal (GJ) に公表された論文を対象とする。ただし、GJ 論文賞受賞論文は学生論文賞の対象としない。

2 学生論文賞は、筆頭著者が在学中または卒業・修了後1年以内、もしくは学籍を外れてから1年以内に Geochemical Journal に投稿した論文を対象とし、当該論文の筆頭著者に授与する。また、筆頭著者は投稿時もしくは過去に本学会学生会員であることを要する。なお筆頭著者が論文投稿時および学生論文賞選考時に本会を退会、不明、会費未納の場合には、学生論文賞の対象としない。

(学生論文賞選考小委員会)

第3条 学生論文賞の選考について、本会に学生論文賞選考小委員会（以下、小委員会）を設ける。

2 委員長は GJ 編集長とする。

3 委員は本会会員の GJ 編集委員が担当する。委員長が必要と認めた場合は、非会員の GJ 編集委員を委員に含める。委員の任期は GJ 編集委員の任期と同じとする。

4 授賞対象論文の共著者である GJ 編集委員は委員を辞退する。GJ 編集長が授賞対象論文の共著者である場合、委員長は GJ 副編集長あるいは前任の GJ 編集長が担当する。

(受賞者選考)

第4条 選考は、本細則第2条に該当する授賞対象論文のリストに基づき、小委員会が授賞に値すると認めた論文を原則1編選び、選考理由を添えて学会賞受賞者選考委員会に推薦する。なお、推薦論文なしの場合もある。

(改廃)

第5条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本細則は、令和4年6月1日より施行する。